

屋外広告物基準チェックリスト(規制区域)

行為をしようとする者：

行為の場所：須坂市

(1) 屋外広告物設置基準

	事 項	第1種規制区域 (展望規制)		第2種規制区域 (展望規制)	第3種規制区域	第4種規制区域 (展望規制)	
ア 配置	地域方針	☐ 住宅環境や沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すること		☐ 経済活動に配慮しつつ、広告物等の大きさや高さを抑え、良好な景観の形成を図ること	☐ 歴史的景観に配慮し、良好な景観の形成及び歴史的風致を維持すること	☐ 優れた沿道景観に配慮し、田園景観や良好な町並み景観の形成を図ること	
	展望規制	☐ 高速自動車道沿い両側各500m以内(商工業系地域を除く) 長野須坂インター線沿い(長野市との境界から長野電鉄旧屋代線との交差点まで)両側各50m以内(商工業系地域を除く)	住居専用地域	☐ 第1種規制区域の内、商工業系地域	☐ 須坂市景観計画に定める景観育成重点地区の指定道路の両端からそれぞれ10mの範囲	☐ 高速道路沿い両側500～1000m以内	☐ 須坂市景観計画に定める沿道地域指定道路、鉄道の両端からそれぞれ30mの範囲
イ 規模 (黄色部分に該当する場合は申請必要)	非自己用広告物の設置	☐ 禁止		☐ 許可申請が必要 (同一若しくは隣接する商工業地域内の業者に限定)	☐ 許可申請が必要	☐ 許可申請が必要	
	自己用広告物の設置	☐ 10㎡以下 ☐ 許可申請不要(基準以下で設置)		☐ 10㎡を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	☐ 15㎡を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	☐ 15㎡を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	
	1敷地内の総表示面積	☐ 10㎡以下 ☐ 許可申請不要(基準以下で設置)		☐ 200㎡以下 (ただし敷地面積が1ha以上の場合は1haを超えることに表示面積を50㎡ずつ増とする)	☐ 200㎡以下	☐ 200㎡以下	
ウ 基準	屋上広告物 (1建築物当たり)	☐ ・本体高さが建物の高さの6/10以下				☐ ・本体の高さが建築物の高さの6/10以下かつ13m以下	
					☐ ・地上からの高さ40m以下		
				☐ ・1面当たりの表示面積50㎡以下かつ合計150㎡以下			
		☐ ・建築物から横にはみ出さないこと					
	壁面広告物 (壁面1面当たり)	☐ ・表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下		☐ ・表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下(ただし敷地面積が1ha以上の場合は2/10以下とする)	☐ ・表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下かつ50㎡以下		
		☐ ・窓面開口部をふさがないこと					
		☐ ・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと					
		☐ ・壁面の上端を超えないこと					
	壁面袖看板	☐ ・下端の高さ道路上4.7m(歩道上2.5m)以上					
		☐ ・壁面からの出幅1.5m以下、路上への出幅1.0m以下					
	地上設置 広告物 (1基当たり)	☐ 【自己用広告物】 ・高さ13m以下		☐ 【自己用広告物】 ・地上からの高さ13m以下	☐ ・地上からの高さ13m以下		
		☐ 【非自己用広告物】 ・長野須坂インター線に隣接する商工業系地域内の事業者に限り、長野須坂インター線沿いへ非自己用広告物の掲出を許可する(3)を確認		☐ ・1面当たりの表示面積25㎡以下	☐ ・1面当たりの表示面積25㎡以下表示面積合計50㎡以下		
☐ ・表示面積合計50㎡以下							
エ 共通	彩度	☐ ・地色の彩度は15未満とする					
					☐ ・彩度6を超える色彩は1表示面積につき面積の1/3以下		
	高さ	☐ ・都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない					
	照明	☐ ・次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う			☐ ・次に掲げるものを使用しない	☐ ・次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う	
☐ ・反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するもの							
☐ ・照明は下向き照射とする							

屋外広告物基準チェックリスト(規制区域)

以下該当者用チェックシート

(2) 第1種・第2種規制地域内の案内の為の許可基準(著名な地点又は公共的な施設への案内の為の表示)

	事 項	内 容
表示内容		☐ ・名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの
表示方法	表示面積	☐ ・1面で0.5㎡以下かつ全面で1㎡以下(条例第6条1項1号イに掲げる地域にあっては、1面2㎡以下かつ合計4㎡以下) ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	高さ	☐ ・5m以下
	色彩	☐ ・地色の彩度8未満
	その他	☐ ・次に掲げるものを使用しないこと ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの
個数		☐ ・1地点又は1施設について第1種・第2種規制地域内における表示又は設置の箇所が2個以内

(3) 第1種・第2種規制地域内の非自己用広告物の許可基準

広告物の種類	内 容
地上設置広告物 (1基当たり)	☐ ・地上からの高さ5m以下
	☐ ・1面当たりの表示面積5㎡以下かつ合計10㎡以下
	☐ ・彩度6を超える色彩は1表示面積につき面積の1/3以下
	☐ ・表示内容は案内誘導広告物に限る
	☐ ・反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用しないこと
	※他者敷地への案内誘導広告物は自己用広告物と同様に1敷地内の総表示面積に含む
	※第1種規制地域内においては、1地点又は1施設につき2基以内とする

その他特記事項等